

【発行】上落合中央・三丁目地区まちづくりの会
事務局：新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課

上落合中央・三丁目地区

まちづくりの会を開催します！

日頃より上落合中央・三丁目地区まちづくりの会（以下、「まちづくりの会」という）の活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

まちづくりの会では、地域のみなさまと共に、地区の防災性や住環境の向上を目的とした活動を続けております。今年度は、『上落合中央・三丁目地区地区計画』の決定を踏まえ、『まちづくりガイドライン』（裏面参照）の改定に向けた検討をしています。

今後も、地域のみなさまと話し合いながら、当地区のまちづくりを進めていきたいと思っております。みなさまのご参加をお待ちしております。

上落合中央・三丁目地区 まちづくりの会

日時

令和元年

9月18日（水）午後7時～8時半

会場

上落合地域交流館（新宿区上落合2-28-8）



当日のテーマ（予定）

まちづくりガイドラインの改定について

- ①新たに追加するルールの具体的内容
- ②ガイドライン改訂版の構成

地区内にお住まいの方や、土地・建物の権利をお持ちの方は、どなたでもご参加いただけます！



まちづくりの会の開催報告（令和元年6月26日開催）

前回のまちづくりの会には、計26名の方にご参加いただきました。当日は、まちづくりガイドライン改定の方針や、新たに追加するべきルール、運用方法等について、意見交換を行いました。当日挙がった意見の一部をご紹介します。



↑前回まちづくりの会の様子

新たに追加するべきルールについて

- ・ワンルーム条例の対象に含まれない小規模な集合住宅についての制限が必要だろう。
- ・地域内に民泊が増えてきているため、ガイドラインに、民泊についてのルールを定めてはどうだろう。

改定の方針について

- ・今のガイドラインは防災に関する内容が中心だが、そこに住環境に関する視点を加える方針が良いだろう。
- ・ただルールを定めるだけでなく、ルールを守ることの重要性に気づいてもらうことが大切である。

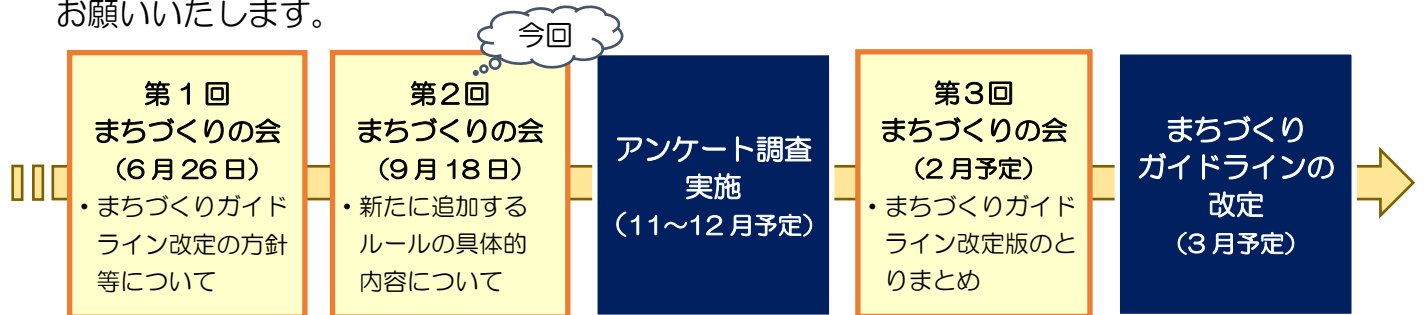
まちづくりガイドラインの運用方法について

- ・建物を建築するときに、ガイドラインのルールがどれだけ守られているか、一目で分かるチェックリストを提出してもらう仕組みを考えてはどうか。
- ・地域として一体となり、問題となる建物等を未然に防ぐ仕組みが必要だろう。

※まちづくりガイドラインとは、住民や事業者のみなさまに守っていただきたい、地域における任意のルールです。

今年度の予定

今年度は全3回のまちづくりの会の開催を予定しております。また、まちづくりガイドライン改定版についてのアンケート調査も予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



お問合せ先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎 8階
新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課 担当：櫻井・川上・多久田
TEL：03-5273-3843（直通） FAX：03-3209-9227

上落合中央・三丁目
地区のまちづくりの
情報は、区のホーム
ページからご覧にな
れます

